

**厚生労働省省内事業仕分け（雇用保険業務）  
仕分け人（5名）の評決結果**

**○ 事務・事業**

改革案では不十分  2人	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	人	② 国が直接実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が直接実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が直接実施する必要はなく、その他の実施主体が行う(具体的な実施主体: )
	2人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 3人		

**<具体的な意見>**

**【⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要】**

- ・類似業務を徹底的にチェックし、無駄を省くこと。
- ・費用対効果のさらなる見極めが必要。雇用保険加入促進のためには、小規模事業所といえども顧問社労士を義務づけることが効果的。

**【改革案は妥当】**

- ・社会保障制度が充実するに従い、複数の保険制度並びに支援事業が相互に関連してくるので、重複事務等の課題とその解決策を、ナレイティブなデータベースとして活用することが必要ではないか。
- ・失業者の生活を支えるために重要な制度。本来必要な人にきちんと給付がされるように、さらなる給付事務の質の向上に努めていただきたい。業務の進め方に関しては、類似事業との重複を避けて、効率を高めていただきたい。
- ・自分の経験では、待ち時間は今でも長いし、駐車場に入る際や、電話をしたときの音声コールで待たされる時間も長い。求職者、求人者にとってよいサービスの向上を望む。